

うるま市水道事業及び下水道事業審議会議公開要綱

令和 3 年 3 月 2 5 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、うるま市附属機関等の設置及び運営に関する指針（令和元年うるま市訓令第 16 号。以下「指針」という。）第 10 条に基づき、うるま市水道事業及び下水道事業審議会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 会議は、公開するものとする。ただし、指針第 10 条第 1 項の各号に該当すると認められる場合は、会長は会議に諮って、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 会議を公開しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第 3 条 会議の公開方法については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会議の公開は、会場に傍聴席を設け、行うものとする。
- (2) 傍聴の定員は、10 人とする。ただし、会場の都合等によりこれを増減することができる。
- (3) 報道機関が取材を行う場合には、十分配慮するものとする。
- (4) 会議の途中から会議を非公開とする必要が生じたときは、うるま市水道事業及び下水道事業審議会の会長（以下「会長」という。）は、その理由を傍聴者に説明し、速やかに退席を求めるものとする。

(傍聴の受付等)

第 4 条 傍聴を希望する者については、受付開始時間から先着順に傍聴を認め、傍聴受付簿に傍聴者の住所、氏名等を記載させるものとする。ただし、受付開始時間において既に傍聴定員を上回る傍聴希望者がいた場合は、抽選等により決定するものとする。

2 多数の傍聴希望者が事前に予想される場合は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ抽選等により傍聴者を決定することができるものとする。

(会場の秩序維持)

第 5 条 会長は、次の各号に掲げる事項を傍聴者に遵守させるとともに、当該事項に違反していると認められる場合は傍聴者を退場させるなど会場の秩序維持に努めるものとする。

- (1) 静粛に傍聴し、議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- (2) 写真撮影、録音、録画等を行わないこと。
- (3) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会議開催の周知)

第6条 会議で行う会議の開催にあたっては、当該会議開催日の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を本市ウェブサイトに掲載するものとする。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴定員
- (6) 傍聴の手続き
- (7) 所管する部署の名称
- (8) その他必要と思われる事項

(会議記録の公表等)

第7条 会議を公開して開催したときは、会議終了後次に掲げる事項を市政情報センターにおいて、閲覧に供するとともに、本市ウェブサイトに掲載するものとする。

- (1) 会議概要
- (2) 会議資料

(庶務)

第8条 会議の庶務は、水道事業及び下水道事業担当課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が会議に諮ってこれを定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。